

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

第 2 回 委 員 会 議 案

平成15年8月22日(金) 14:00~

厚田村役場2階 厚田村議会議場

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

第2回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会会議次第

開催日時：平成15年8月22日（金）14：00～

開催場所：厚田村役場2F 議会議場

1 開 会

2 協議事項

(1)編入方式における選択肢について

議会議員の定数及び任期

・・・資料1

農業委員会委員の定数及び任期

・・・資料2

3 その他

(1) 第3回会議の開催日時等について

4 閉 会

議 会 議 員 の 定 数 及 び 任 期
検 討 資 料

議会議員に関する基礎データ

定数・任期の現況

区 分	石狩市	厚田村	浜益村	計
条例定数	26人	12人	12人	
現議員数	26人	12人	12人	50人
任 期	平成15年5月11日～ 平成19年5月10日	平成15年5月1日～ 平成19年4月30日	平成13年1月20日～ 平成17年1月19日	
	4 年			
自治法上の上限数	30人 (91条2項6号)	14人 (91条2項2号)	14人 (91条2項2号)	

石狩市に厚田村及び浜益村が編入合併した場合の新「石狩市」において、自治法上の定数上限数は30人で異動しない。

報酬等の現況

区 分		石狩市	厚田村	浜益村
報酬月額	議 長	439,000円	285,000円	251,000円
	副 議 長	383,000円	245,000円	219,000円
	常任委員長		225,000円	199,000円
	議運委員長		225,000円	199,000円
	議 員	336,000円	215,000円	188,000円
期末手当の率(年間)		5.075月	3.95月	4.65月

その他の現況

区 分	石狩市	厚田村	浜益村	計
区 域 面 積	117.86km ²	292.83km ²	311.15km ²	721.84km ²
H12 国調人口	54,567人	2,804人	2,363人	59,734人

編入合併方式による制度の概要

石狩市の議会議員の身分については、合併後も何ら変わりありません。
 以下は、厚田村及び浜益村の議会議員の身分の取扱いについて協議するものである。

合併特例法を適用しない場合

[パターン 1] 本則

[パターン 1-1] 本則

身 分	2村の議員全てが失う
増員選挙	なし
選挙区	なし
定 数	26～30人(0～4人増員)
任期等	増員する場合は最初の一般選挙の期間から

[パターン 1-2]

公選法第 15 条第 6 項～8 項を適用する場合

身 分	2村の議員全てが失う
増員選挙	なし
選挙区	あり
定 数	28～30人(2～4人増員)
任期等	最初の一般選挙の期間から

[パターン 1-3]

自治法第 91 条第 5 項を適用する場合

身 分	2村の議員全てが失う
増員選挙	あり
選挙区	なし
定 数	27～30人(1～4人増員)
任期等	石狩市議員の残任期間から

[パターン 1-4]

自治法第 91 条第 5 項及び公選法施行令第 8 条を適用する場合

身 分	2村の議員全てが失う
増員選挙	あり
選挙区	あり
定 数	28～30人(2～4人増員) (根拠は次のいずれか) (1)公選法第 15 条第 8 項に基づく場合 (2)公選法施行令第 9 条に基づく場合
任期等	(1)の場合～石狩市議員の残任期間から (2)の場合～石狩市議員の残任期間から最初の一般選挙の期間が限度

合併特例法を適用する場合

[パターン 2] 定数特例

身 分	2村の議員全てが失う
増員選挙	あり
選挙区	あり
定 数	28人(編入合併特例定数) (石狩 26人+厚田 1人+浜益 1人)
任期等	石狩市議員の残任期間

[パターン 3] 在任特例

身 分	2村の議員は石狩市の議員として在任する
増員選挙	なし
選挙区	なし
定 数	50人(現段階では石狩 26+厚田 12+浜益 12)
任期等	石狩市議員の残任期間

◇合併後最初の一般選挙時の特例◇

[パターン 4] 定数特例 + 定数特例

[パターン 2]からの特例の継続	
選挙	あり(一般選挙)
選挙区	あり
定 数	28人(編入合併特例定数) (石狩 26人+厚田 1人+浜益 1人)
任期等	最初の一般選挙の期間

[パターン 5] 在任特例 + 定数特例

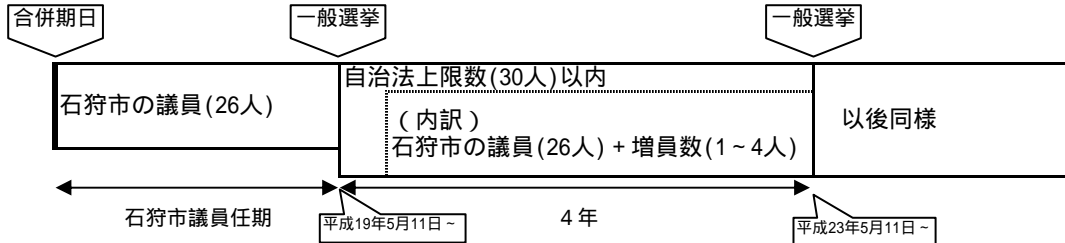
[パターン 3]からの特例の継続	
選挙	あり(一般選挙)
選挙区	あり
定 数	28人(編入合併特例定数) (石狩 26人+厚田 1人+浜益 1人)
任期等	最初の一般選挙の期間

議会議員の定数及び任期と特例措置(編入合併)

合併特例法を適用しない場合

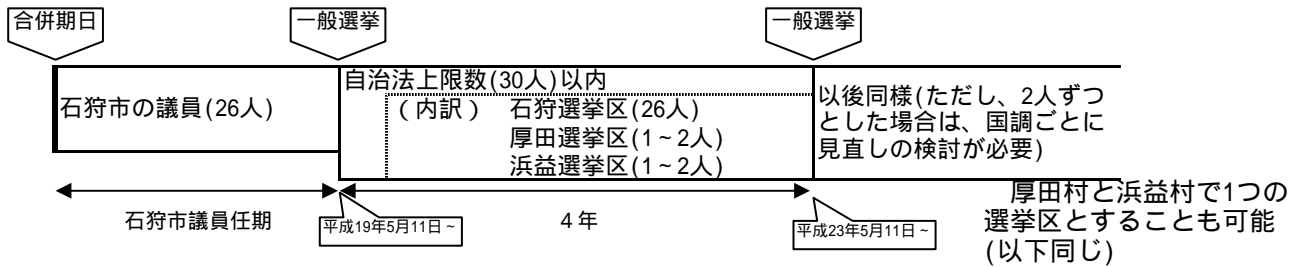
パターン1-1【本則(自治法第91条第2項適用)】

【制度の内容】 議員の任期中においては、定数及び選挙区の変更はできないことが原則である。この場合、合併後最初の一般選挙から、自治法第91条第2項第6号による上限数の30人以内において新たに定数を定め、適用することができる。



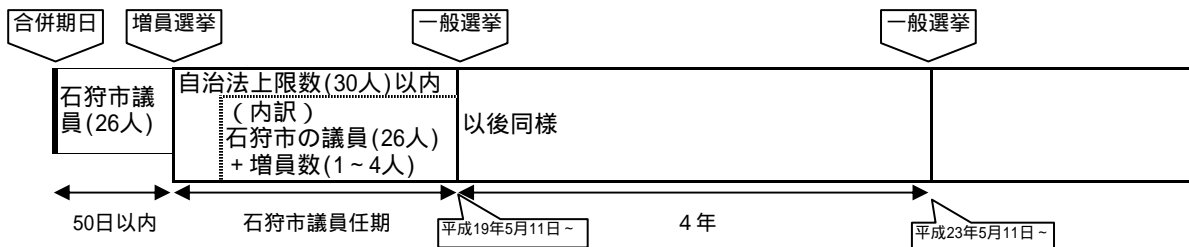
パターン1-2【本則(公選法第15条第6~8項適用)】

【制度の内容】 議員の任期中においては、定数及び選挙区の変更はできないことが原則である。この場合、合併後最初の一般選挙から、公選法第15条第6~8項により2以上の選挙区を設置することができ、その選挙区ごとに定数を定めることができる。選挙区を合計した総定数は、自治法第91条第2項第6号による上限数の30人以内で定めることとなる。



パターン1-3【本則(自治法第91条第5項適用)】

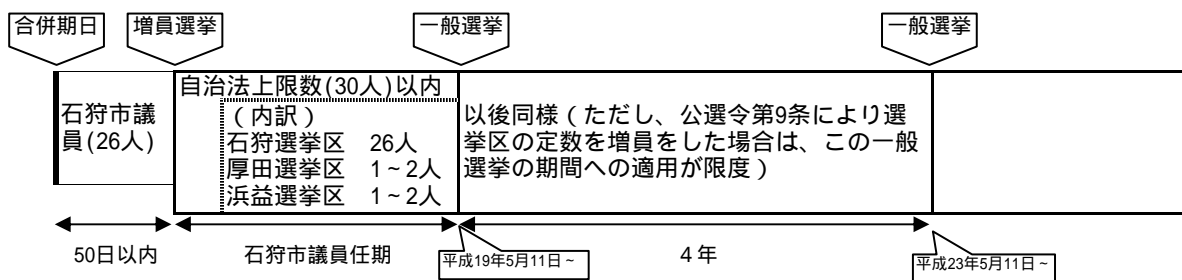
【制度の内容】 議員の任期中においては、定数及び選挙区の変更はできないことが原則である。しかし、自治法第91条第5項により「廃置分合等により著しく人口の増減があった(1)」と判断した場合、議員の任期中においても、定数増減することができることとなっている。このパターンの場合、増員選挙を行うこととなる。



1	石狩市	54,567人	} 5,167人 (9.5%増)
	厚田村	2,804人	
	浜益村	2,363人	

パターン1-4 [本則(自治法第91条第5項及び公選法施行令第8条適用)]

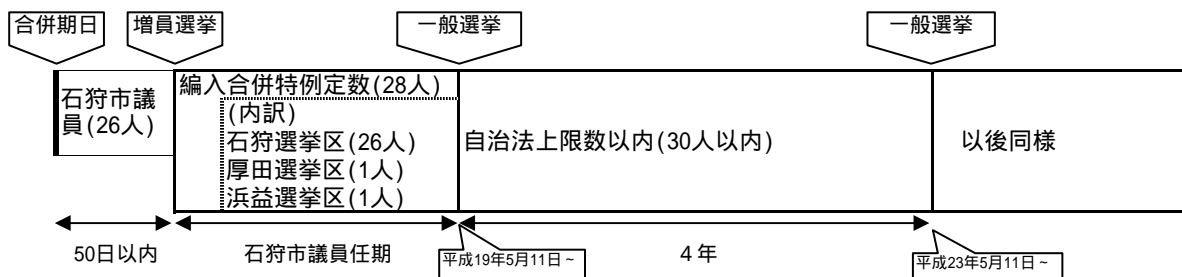
【制度の内容】 議員の任期中においては、定数及び選挙区の変更はできないことが原則である。しかし、自治法第91条第5項により「廃置分合等により著しく人口の増減があった(1)」と判断した場合、議員の任期中においても、定数増減することができることとなっている。このパターンの場合、増員選挙を行うこととなる。また、公選令第8条により選挙区を設置することができ、選挙区の定数については、公選法第15条第8項または公選令第9条により定めることとなる。選挙区を合計した総定数は、自治法第91条第2項第6号による上限数の30人以内で定めることとなる。(公選令第9条により選挙区の定数を定める場合は、2回目の一般選挙への適用は適当でないと解されている。)



合併特例法を適用する場合

パターン2 [定数特例(合併特例法第6条第2~4項)]

【制度の内容】 3市村の協議により、自治法第91条の規定にかかわらず、石狩市の議員の残任期間(平成19年5月10日まで)に限り「編入合併特例定数」を用いることができ、厚田村及び浜益村の区域で選挙区を設けて石狩市の議員として増員することができる。



編入合併特例定数

(石狩市)26人 + (厚田村)1人 + (浜益村)1人 = 28人

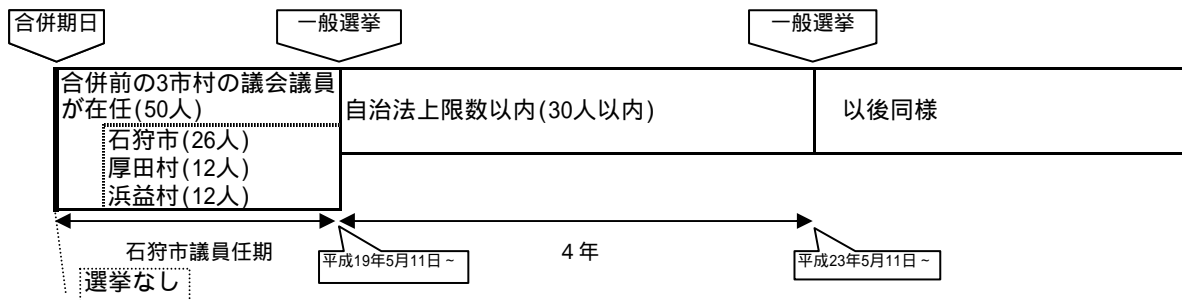
増員数 = 編入する市町村の定数 × (編入される市町村の人口 ÷ 編入する市町村の人口)
(0.5未満の端数は切り捨て、0.5以上1未満は1とする。)

厚田選挙区増員数 26人 × (2,804人 ÷ 54,567人) = 1.3人 1人

浜益選挙区増員数 26人 × (2,363人 ÷ 54,567人) = 1.1人 1人

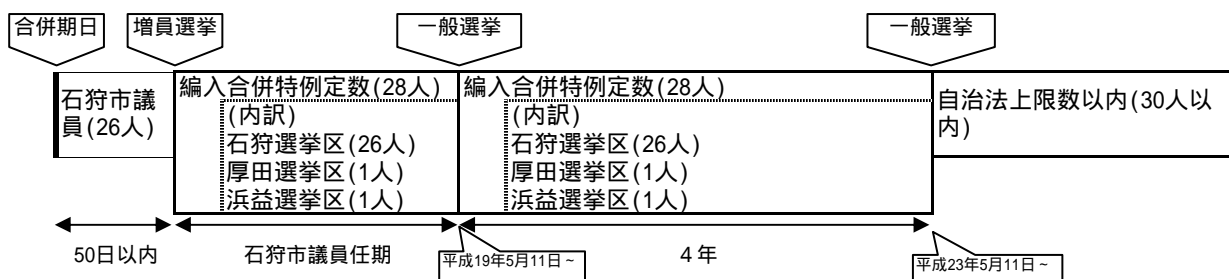
パターン3 [在任特例(合併特例法第7条第1項第2号)]

【制度の内容】 3市村の協議により、3市村の議会議員は、自治法第91条の規定にかかわらず、石狩市の議員の残任期間(平成19年5月10日まで)に限り、石狩市の議員として在任することができる。



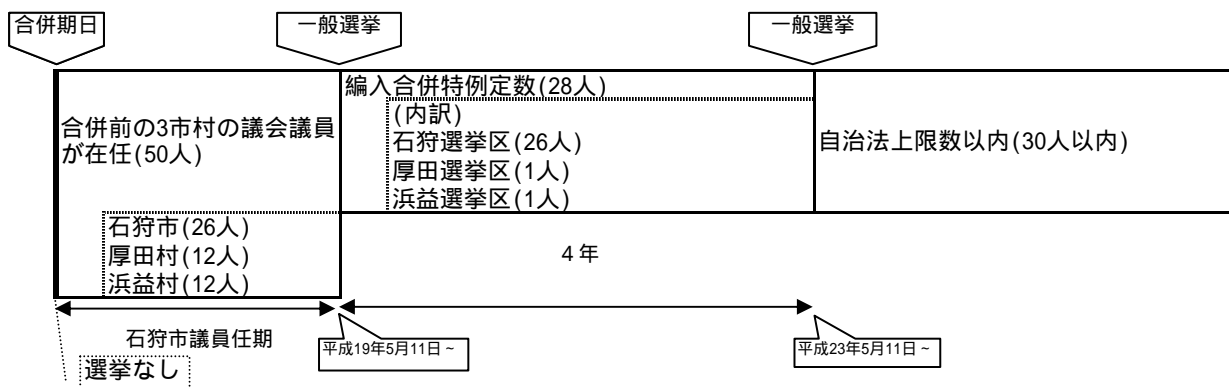
パターン4 [定数特例(合併特例法第6条第2～4項) + 定数特例(合併特例法第6条第5～7項)]

【制度の内容】 3市村の協議により、前記「パターン2 定数特例」に加え、合併後最初の一般選挙の期間についても、自治法第91条の規定にかかわらず、厚田村及び浜益村の区域に選挙区を設け、「編入合併特例定数」を用いることができる。



パターン5 [在任特例(合併特例法第7条第1項第2号) + 定数特例(合併特例法第7条第3項)]

【制度の内容】 3市村の協議により、前記「パターン3 在任特例」に加え、合併後最初の一般選挙の期間については、自治法第91条の規定にかかわらず、厚田村及び浜益村の区域に選挙区を設け、「編入合併特例定数」を用いることができる。



関係法令抜粋

地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- (1) 人口2千未満の町村 12人
- (2) 人口2千以上5千未満の町村 14人
- (3) 人口5千以上1万未満の町村 18人
- (4) 人口1万以上2万未満の町村 22人
- (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

(6) 人口5万以上10万未満の市 30人

(7) 人口10万以上20万未満の市 34人

(8) 人口20万以上30万未満の市 38人

(9) 人口30万以上50万未満の市 46人

(10) 人口50万以上90万未満の市 56人

(11) 人口90万以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)

3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前2項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(人口の定義)

第 254 条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 15 条

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第 2 項、第 3 項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第 33 条

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

(地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第 34 条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙(第 114 条の規定による選挙を含む。)又は増員選挙若しくは第 116 条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から 50 日以内に行う。

公職選挙法施行令

(市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第 8 条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第 91 条第 5 項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、(中略)指定都市以外の市及び町村にあつては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

(人口に比例しない議員の定数)

第 9 条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第 6 条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第 91 条第 1 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の

規定による定数に復帰するものとする。

- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、[地方自治法](#)第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以上「旧定数」という。)に乗じて得た数(0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、[公職選挙法](#)第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する[公職選挙法](#)の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第4項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。)の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、[地方自治法](#)第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する[公職選挙法](#)の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が[地方自治法](#)第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るま

で減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。
 - 3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
 - 4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

議会議員の定数及び任期 選択肢別メリット・デメリット

※編入～石狩市の区域の定数を選挙区の設定にかかわらず 26 人とした場合

パターン	区分	増員選挙	定数	選挙区	期間	条例改正	メリット	デメリット
1-1	(1) 本則	×	26 (0)	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬の削減効果大 選挙費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 最初の一般選挙まで 2 村地域出身の議員が不在となる 必ずしも 2 村地域から議員が選出されるとは限らない
	(2) 本則	×	27～ 30 (+1~4)	×	合併後最初の一般選挙から	○	<ul style="list-style-type: none"> 新市として一体的な選挙が可能 議員定数増により地域の声を反映しやすくなる 選挙費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 最初の一般選挙まで 2 村地域からの議員が不在となる 必ずしも 2 村地域から議員が選出されるとは限らない 議員報酬の増
1-2	(3) 本則	×	28 (+2)	<ul style="list-style-type: none"> 石(26)厚(1)浜(1) 又は 石(26)厚・浜(2) 	合併後最初の一般選挙から	○	<ul style="list-style-type: none"> 必ず 2 村地域から議員が選出される 選挙費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 最初の一般選挙まで 2 村地域からの議員が不在となる 議員報酬の増
	(4) 本則	×	29 (+3)	石(26)厚・浜(3)	合併後最初の一般選挙から	○	<ul style="list-style-type: none"> 必ず 2 村地域から議員が選出される 選挙費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 最初の一般選挙まで 2 村地域からの議員が不在となる 議員報酬の増 国調ごとに見直しを検討する必要あり
	(5) 本則	×	30 (+4)	<ul style="list-style-type: none"> 石(26)厚(2)浜(2) 又は 石(26)厚・浜(4) 	合併後最初の一般選挙から	○	<ul style="list-style-type: none"> 必ず 2 村地域から議員が選出される 選挙費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 最初の一般選挙まで 2 村地域からの議員が不在となる 議員報酬の増 国調ごとに見直しを検討する必要あり
1-3	(6) 本則	○	27～ 30 (+1~4)	×	増員選挙から	○	<ul style="list-style-type: none"> 新市として一体的な選挙が可能 議員定数増により地域の声を反映しやすくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 必ずしも 2 村地域から議員が選出されるとは限らない 議員報酬の増 選挙費用がかかる
1-4	(7) 本則	○	28 (+2)	<ul style="list-style-type: none"> 石(26)厚(1)浜(1) 又は 石(26)厚・浜(2) 	増員選挙から	○	<ul style="list-style-type: none"> 合併時から必ず 2 村地域の議員が選出される 	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬の増 選挙費用がかかる
	(8) 本則	○	29 (+3)	石(26)厚・浜(3)	増員選挙から	○	<ul style="list-style-type: none"> 合併時から必ず 2 村地域の議員が選出される 	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬の増 選挙費用がかかる 国調ごとに見直しを検討する必要あり
	(9) 本則	○	30 (+4)	<ul style="list-style-type: none"> 石(26)厚(2)浜(2) 又は 石(26)厚・浜(4) 	増員選挙から	○	<ul style="list-style-type: none"> 合併時から必ず 2 村地域の議員が選出される 	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬の増 選挙費用がかかる 国調ごとに見直しを検討する必要あり
2	(10) 特例 ㊦	○	28 (+2)	石(26)厚(1)浜(1)	石狩議員残任期間	×	<ul style="list-style-type: none"> 合併時から必ず 2 村地域の議員が選出される 議員定数増により地域の声を反映しやすくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬の増 新市において特例後の条例定数の検討が必要 選挙費用がかかる
3	(11) 特例 ㊦	×	50 (+24)	×	石狩議員残任期間	×	<ul style="list-style-type: none"> 合併時から必ず 2 村地域の議員が選出される 2 村地域の声が確実に議会に反映される 選挙費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬が多額となる 現議場での議会は困難 新市において特例後の条例定数の検討が必要
4	(12) 特例 ㊦㊦	○	28 (+2)	石(26)厚(1)浜(1)	石狩議員残任期間 + 合併後最初の一般選挙の期間	×	<ul style="list-style-type: none"> 合併時から必ず 2 村地域の議員が選出される 	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬の増 新市において特例後の条例定数の検討が必要 選挙費用がかかる
5	(13) 特例 ㊦㊦	×	㊦50 (+24)	×	石狩議員残任期間	×	<ul style="list-style-type: none"> 合併時から必ず 2 村地域の議員が選出される 2 村地域の声が確実に議会に反映される 合併時に選挙費用はかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬が多額となる 現議場での議会は困難 新市において特例後の条例定数の検討が必要
			㊦28 (+2)	石(26)厚(1)浜(1)	合併後最初の一般選挙の期間			

定数による報酬等の影響

■現況による試算

市町村名	議員数		報酬		報酬月額	報酬年額	手当 手当年額	報酬・手当 年額合計
			計算式					
石狩市	議長	1人	439,000	×1人	8,886,000円	106,632,000円	45,096,450円	151,728,450円
	副議長	1人	383,000	×1人				
	議員	24人	336,000	×24人				
厚田村	議長	1人	285,000	×1人	2,710,000円	32,520,000円	10,704,500円	43,224,500円
	副議長	1人	245,000	×1人				
	常任委員長	2人	225,000	×2人				
	議運委員長	1人	225,000	×1人				
	議員	7人	215,000	×7人				
	議員	7人	215,000	×7人				
浜益村	議長	1人	251,000	×1人	2,383,000円	28,596,000円	11,080,950円	39,676,950円
	副議長	1人	219,000	×1人				
	常任委員長	2人	199,000	×2人				
	議運委員長	1人	199,000	×1人				
	議員	7人	188,000	×7人				
3市村合計					13,979,000円	167,748,000円	66,881,900円	234,629,900円

(1)特例を適用しない場合(年間)～継続的

単位：万円

区分	定数	26 パターン1-1	27 パターン1-1、1-3	28 パターン1全て	29 パターン1全て	30 パターン1全て	50(参考) パターン3
新市 (A)		15,173	15,747	16,321	16,895	17,468	28,943
合併なし (B)		23,463	23,463	23,463	23,463	23,463	23,463
影響額 (A-B)		▲ 8,290	▲ 7,716	▲ 7,142	▲ 6,568	▲ 5,995	5,480

(2)特例を適用した場合(特例期間)～臨時的

単位：万円

区分	定数	定数特例 28 パターン2 H17.3.31~H19.5.10	在任特例 50 パターン3 H17.3.31~H19.5.10	定数+定数 28+28 パターン4 H17.3.31~H23.5.10	在任+定数 50+28 パターン5 H17.3.31~H23.5.10
新市 (A)		34,553	61,275	99,834	126,556
合併なし (B)		49,723	49,723	143,576	143,576
影響額 (A-B)		▲ 15,170	11,552	▲ 43,742	▲ 17,020

先進事例による制度の適用パターン（議会議員関係）

編入合併

（ ）内の数字は、議会議員数です。

合併期日	県名	新市名	関係市町村	適用パターン	議員数	任期
H13.1.1	新潟県	新潟市	新潟市(48)、黒崎町(22)	パターン3 在任特例	48 + 22 = 70	H15.5.1
H13.4.1	茨城県	潮来市	潮来町(20)、牛堀町(14)	パターン3 在任特例	20 + 14 = 34	H16.2.10
H13.11.15	岩手県	大船渡市	大船渡市(24)、三陸町(16)	パターン3 在任特例	24 + 16 = 40	H16.5.8
H14.11.1	茨城県	つくば市	つくば市(34)、荃崎町(16)	パターン3 在任特例	34 + 16 = 50	H16.11.29
H15.2.3	広島県	福山市	福山市(38)、内海町(12)、新市町(18)	パターン4 定数特例	38 + 1 + 2 = 41	H16.4.30
				+ 定数特例	38 + 1 + 2 = 41	H20.4.30
H15.3.1	広島県	廿日市市	廿日市市(20)、佐伯町(16)、吉和村(8)	パターン3 在任特例	20 + 16 + 8 = 44	H17.3.31
H15.4.1	広島県	呉市	呉市(34)、下蒲刈町(10)	パターン2 定数特例	34 + 1 = 35	H15.4.30
	愛媛県	新居浜市	新居浜市(34)、別子山村(8)	パターン5 在任特例	34 + 8 = 42	H15.5.1
				+ 定数特例	30 + 1 = 31	H19.5.1
H15.6.6	千葉県	野田市	野田市(32)、関宿町(20)	パターン3 在任特例	32 + 20 = 52	H18.5.30
H15.7.7	新潟県	新発田市	新発田市(30)、豊浦町(18)	パターン3 在任特例	30 + 18 = 48	H19.4.30
H15.8.20	愛知県	田原市	田原町(20)、赤羽根町(6)	パターン3 在任特例	20 + 6 = 26	H19.2.2

農業委員会委員の定数及び任期

検 討 資 料

農業委員会委員に関する基礎データ

定数・任期の現況

区 分		石狩市	厚田村	浜益村	計
条例定数(選挙委員)		12人	10人	10人	
現委員数	選挙委員	12人	9人	10人	31人
	12条1号委員 (組合推薦)	2人	2人	2人	
	12条2号委員 (議会推薦)	2人	1人	1人	
	計	16人	12人	13人	
部 会	な し				
任 期	平成14年7月20日～平成17年7月19日				
	3 年				
農委法施行令上の定数基準	20人以下 (2条の2区分1)	20人以下 (2条の2区分1)	20人以下 (2条の2区分1)		

石狩市に厚田村及び浜益村が編入合併し、1つの農業委員会となった場合においても選挙委員の定数は20人以下で異動しない。

報酬の現況

区 分		石狩市	厚田村	浜益村
報 酬 月 額	会 長	47,000円	41,000円	39,000円
	委 員	36,000円	31,500円	30,000円

その他の現況

区 分		石狩市	厚田村	浜益村	計
区 域 面 積		11,786 ha	29,283 ha	31,115 ha	72,184 ha
農 地 面 積		2,503 ha	1,319 ha	477 ha	4,299 ha
基準農業者数	農 家 戸 数	391戸	187戸	193戸	771戸
	農 業 生 産 法 人	5件	0件	0件	5件

農業委員会の設置基準

1市町村に1委員会が原則

しかし、複数の委員会を設置する場合は、次の基準を満たしていれば可能である。

区域面積24,000 ha以上、または農地面積7,000 ha以上

選挙区の設置基準

1委員会に1選挙区が原則

しかし、複数の選挙区を設置する場合は、次の基準を満たしていれば可能である。

全選挙区につき、区域内の農地面積500 ha以上、または基準農業者数600以上

設置形態別にみる制度の概要

厚田村及び浜益村の選任による委員は、パターン 3-1 を適用しない限り、身分を失うこととなるため、検討の中では、選任による委員については考えないこととする。

1つの委員会を 設置

[パターン 1-3]本則

身分	厚田村及び浜益村の委員のみ失う
選挙	なし
選挙委員定数	12人～20人
任期等	増員する場合は最初の一般選挙の期間から

[パターン 1-4]在任特例

身分	厚田村及び浜益村の委員は失うが、選挙委員は協議で定める定数以内で在任
選挙	なし
選挙委員定数	石狩市の委員 + 協議で定める 40 人以内の厚田村及び浜益村の委員
任期等	石狩市の残任期間

2以上の委員会を設置

合併前の市町村の区域を 区域としない

[パターン 2-1]

在任特例非選択

身分	3市村の委員全てが失う
選挙	設置選挙を行う
選挙委員定数	10～20人以内で定める
任期	3年

[パターン 2-2]在任特例

身分	3市村の選挙委員全てが在任
選挙	なし
選挙委員定数	10～80人以内で定める
任期	1年以内

合併前の市町村の区域を 区域とする

[パターン 3-1]

農委法の特例

身分	3市村の委員全て在任
選挙	なし
選挙委員定数	従来のまま
任期	従来のまま

(参考) 選任委員の定数は、農業協同組合及び農業共済組合の推薦する理事各 1 名と議会の推薦する学識経験者 5 名以内となっておりますので、いずれの設置形態においても、その委員会の区域に 2 以上の農業協同組合が存在することとなった場合は、それぞれから委員を選任することとなります。

農業委員会の設置

農業委員会の設置

農業委員会の設置に関しては、1市町村に1農業委員会が原則であるが、農業委員会等に関する法律(以下「農委法」という。)第3条第2項に「区域が著しく大きい市町村又は農地面積が著しく大きい市町村は、区域を2以上に分けて各区域に農業委員会を置くことができる」旨の規定がある。「著しく大きい」の基準として、農業委員会等に関する法律施行令(以下「農委法施行令」という。)第1条の3に「区域面積は24,000ヘクタールを超えるもの。農地面積は7,000ヘクタールを超えるもの」と規定されており、いずれかに該当した場合、当該市町村区域内に2以上の農業委員会を設置できることとなっている。

3市村が合併した場合には、同令同条の農地面積は要件を満たさないものの、区域面積は、72,184ヘクタールと要件を満たすことから、3市村の区域において2以上の農業委員会を設置することができる。

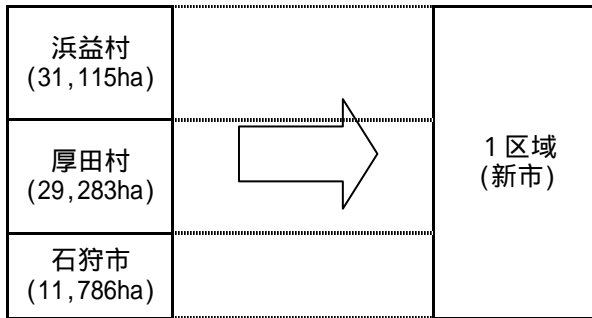
農業委員会委員の定数及び任期については、農業委員会の設置数や形態により新設合併と編入合併の特例措置の内容が異なるため、設置数及び形態を先に決定することが必要である。

3市村の状況

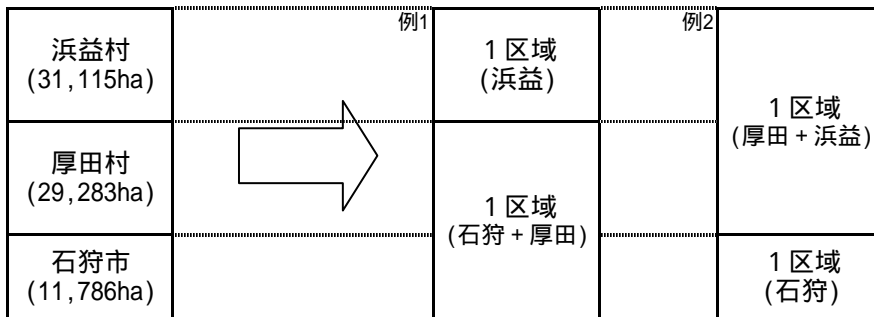
区分	石狩市	厚田村	浜益村	合計	比較	基準
区域面積	11,786ha	29,283ha	31,115ha	72,184ha	>	24,000ha
農地面積	2,503ha	1,319ha	477ha	4,299ha	<	7,000ha

設置数及び形態

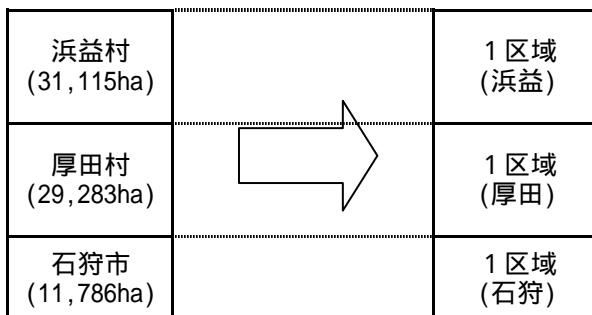
1 [1つの農業委員会を置く場合]



2 [2以上の農業委員会を置く場合(「合併前の市町村の区域」を区域としない場合)]



3 [2以上の農業委員会を置く場合(「合併前の市町村の区域」を区域とする場合)]



農業委員会委員の定数及び任期と特例措置

農業委員会委員定数

(1) 選挙による委員定数

選挙による委員の定数(以下「農委法定数範囲内」という。)とは、農委法第7条第1項により「10～40人の間」と規定されており、農委法施行令第2条の2により3段階の区分に従い定数の基準が定められている。この基準にあてはめると本地域では、農業委員会が1つの場合また2以上の場合であっても条例で定める定数は「10人以上20人以下」となる。

(2) 選任による委員定数

農委法第12条に基づく選任による委員とは、農業協同組合及び農業共済組合が推薦した理事各1名と当該市町村の議会が推薦した学識経験者5人以内となっているが、選任による委員は合併特例法による特例措置が何ら講じられていないため、不在となるパターンを適用する場合は、合併後速やかに選任しなければならない。

1 [1つの農業委員会を置く場合]

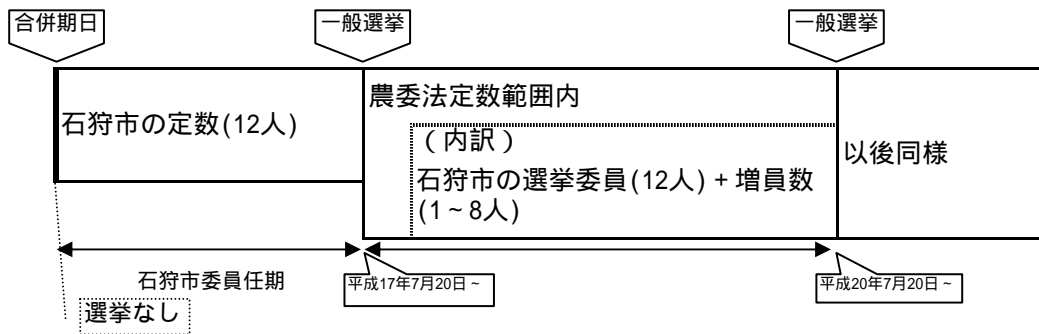
パターン1-1及び1-2は、新設合併の場合の措置であったため、この資料からは削除しております。

パターン1 - 3 [本則(特例措置の適用なし)]

【制度の内容】 農委法第7条第2項により委員の任期中においては、定数及び選挙区の変更はできないことが原則である。

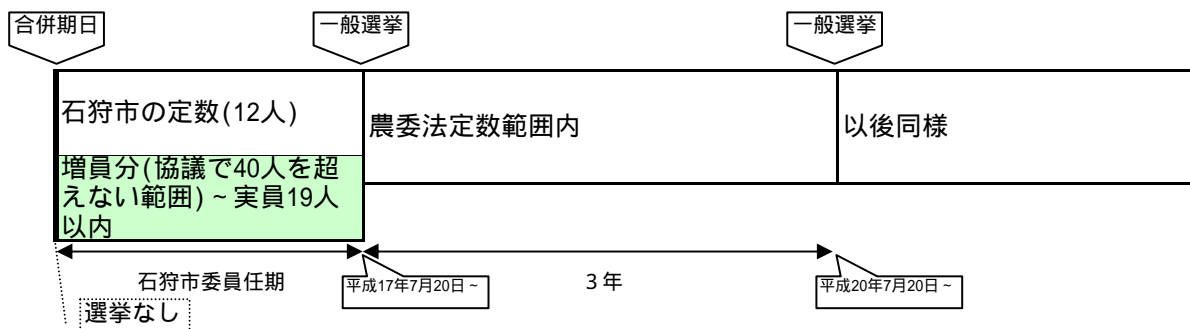
この場合、合併後最初の一般選挙から農委法施行令第2条の2の区分による定数の範囲内(10人以上20人以下)において条例定数を増員することができる。

また、選挙区を2以上に分け設置する場合は、全ての選挙区において設置基準(農委法施行令第5条)を満たす必要があることから、石狩市の区域で1つ、厚田村と浜益村の区域で1つの2選挙区の設置が考えられる。



パターン1 - 4 [在任特例(合併特例法第8条第1～2項)]

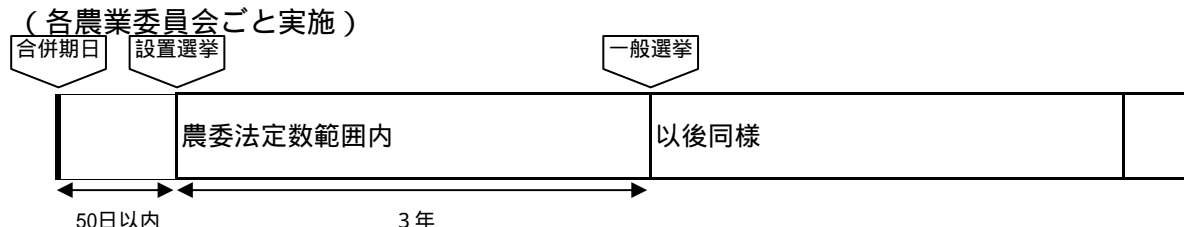
【制度の内容】 前記の「1-3本則」によらず、厚田村及び浜益村の選挙委員であった者で、石狩市の農業委員会の被選挙権を有することとなる者のうち、3市村の協議により40人を超えない範囲で定めた数だけ、石狩市の委員の残任期間に限り、引き続き石狩市の委員として在任することができる。実際の協議で定める数は、厚田村9人及び浜益村10人の現選挙委員数を合計した19人以内となる。



2 [2以上の農業委員会を置く場合(「合併前の市町村の区域」を区域としない場合)]

パターン2 - 1 [在任特例非選択(合併特例法第8条第3項に基づく同条第1項を適用しない場合)]

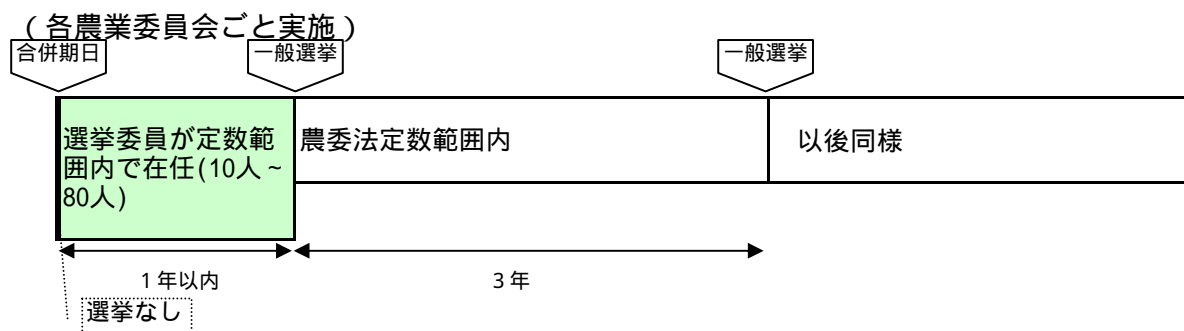
【制度の内容】 農委法第3条第2項に基づき、新市の区域を2以上に分けて、その区域に農業委員会を置く場合(農委法第34条の適用がある場合を除く)において、合併特例法第8条第3項に基づく同条第1項の在任特例を適用しない場合は、編入合併の場合においても、同法同条第3項後段により新設合併とみなされ、各農業委員会において設置選挙を行わなければならない。



パターン2 - 2 [在任特例(合併特例法第8条第3項に基づき同条第1項を適用する場合)]

【制度の内容】 農委法第3条第2項に基づき、新市の区域を2以上に分けて、その区域に農業委員会を置く場合(農委法第34条の適用がある場合を除く)において、合併特例法第8条第3項に基づく同条第1項の在任特例を適用する場合は、3市村の選挙委員であった者で、新市の農業委員会の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数だけ、1年を超えない範囲で引き続き各農業委員会の委員として在任することができる。

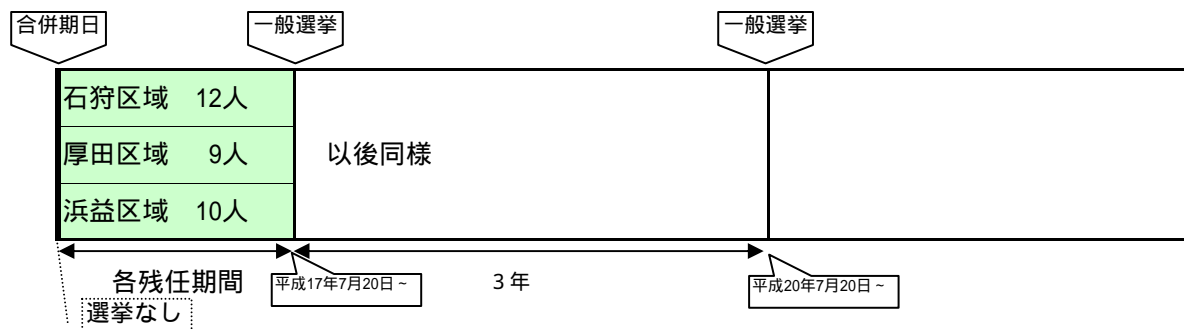
この場合、2つの農業委員会の設置が想定されることから、3市村の現選挙委員数31人を適切な方法により按分し、各農業委員会へ配置することとなる。



3 [2以上の農業委員会を置く場合(「合併前の市町村の区域」を区域とする場合)]

パターン3 - 1 [農委法の特例(農委法第34条第1~2項)]

【制度の内容】 農委法第3条第2項に基づき、「合併前の市町村の区域」を区域として従前と同様に2以上の農業委員会を置く場合は、農委法第34条第2項により従前の農業委員会は存続し、合併前の関係市町村の委員は、引き続き存続する農業委員会の委員となる。任期についても従来そのままとなる。



関係法令抜粋

農業委員会等に関する法律

第2章 農業委員会

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(組織)

第4条 農業委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。

3 委員は、非常勤とする。

(選挙による委員)

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選挙の単位)

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければなら

ない。

- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員) 各 1 人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5 人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日) まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員) でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。(ここでは「上欄」を「左欄」、「下欄」を「右欄」と読み替える。)

区	分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール) 以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につ	20人以下

	き耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタール超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

（選挙区の基準）

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が5百ヘクタール上となるか、又は基準農業者数が6百以上となるようにしなければならない。

合併の特例に関する法律

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、**農業委員会等に関する法律**（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 **農業委員会等に関する法律**第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により**地方自治法**第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、**農業委員会等に関する法律**第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

農業委員会委員の定数及び任期 選択肢別メリット・デメリット

編入～石狩市の区域の定数を選挙区の設定にかかわらず12人とした場合

設置数	パターン	定数	期 間	メ リ ッ ト	デメリット
1つの委員会	1-3	12～20 (+0～8)	増員する場合は最初の一般選挙から	・経費が最少額となる	・最初の一般選挙までは地域の声を反映しにくくなる ・条例改正が必要
	1-4	30以内 (+19以内)	[在任特例] 石狩市委員の残任期間	・事務局経費の軽減が図られる ・合併時から地域の声を反映できる ・条例改正が不要	・委員報酬の軽減が図れない
2以上の委員会	2-1	10～20	設置選挙を合併後50日以内に実施	・1つの委員会よりは地域の声を反映しやすいと思われる	・経費の効率化が図られにくい ・設置選挙費用が必要となる ・農業委員会の区域の決定に時間を要すと思われる ・条例改正が必要
	2-2	10～21 (合計で31人以内)	[在任特例] 1年以内	・1つの委員会よりは地域の声を反映しやすいと思われる ・合併時から地域の声を反映できる	・経費の効率化が図られにくい ・合併後1年以内に一般選挙を行わなければならない。 ・条例改正が必要
	3-1	従前のおり	合併の期日から	・従前どおりの活動が可能	・経費が合併前よりも増加する ・条例改正が必要

農業委員会の設置数及び定数による報酬等の影響

■現況による試算

市町村名	議員数	計算式	報酬月額	報酬年額	事務局人件費	報酬・事務局人件費 年額合計
石狩市	会長 1人	47,000 ×1人	587,000 円	7,044,000 円	30,348,203 円	37,392,203 円
	委員 15人	36,000 ×15人				
厚田村	会長 1人	41,000 ×1人	387,500 円	4,650,000 円	15,325,450 円	19,975,450 円
	委員 11人	31,500 ×11人				
浜益村	会長 1人	39,000 ×1人	399,000 円	4,788,000 円	15,568,089 円	20,356,089 円
	委員 12人	30,000 ×12人				
3市村合計			1,373,500 円	16,482,000 円	61,241,742 円	77,723,742 円

(1)農業委員会の数による検討（年間）

単位：万円

区分 \ 委員会数	1つ	2つ	3つ
新市 (A)	3,783	7,479	7,935
合併なし (B)	7,773	7,773	7,773
影響額 (A-B)	▲ 3,990	▲ 294	162

※委員会数が1つ及び2つの場合については、選挙委員数を現石狩市の12人として算定。
委員会数が3つの場合については、選挙委員数を3市村の現行委員数で算定。

(2)農業委員会が1つの場合の選挙委員定数及び特例による検討検討（年間）

単位：万円

区分 \ 定数	12	14	16	18	20	31	31(4ヶ月)
新市 (A)	3,783	3,869	3,956	4,042	4,129	4,604	1,535
合併なし (B)	7,773	7,773	7,773	7,773	7,773	7,773	
影響額 (A-B)	▲ 3,990	▲ 3,904	▲ 3,817	▲ 3,731	▲ 3,644	▲ 3,169	

先進事例による制度の適用パターン（農業委員会委員関係）

編入合併

（ ）内の数字は、選挙委員数です。

は、全員が在任していない例です。

合併期日	県名	新市名	関係市町村	適用パターン	委員数	任期
H13.1.1	新潟県	新潟市	新潟市(30+11)、黒崎町(18+4)	パターン3-1 農委法特例	新潟農委 41	H14.7.19
				(両市町の任期満了後、統合)	新潟黒埼農委 22	
H13.4.1	茨城県	潮来市	潮来町(18)、牛堀町(12)	パターン1-4 在任特例	18+12=30	H16.2.2
H13.11.15	岩手県	大船渡市	大船渡市(20)、三陸町(10)	パターン1-4 在任特例	20+10=30	H14.7.19
H14.11.1	茨城県	つくば市	つくば市(30)、荳崎町(10)	パターン1-4 在任特例	30+10=40	H15.5.18
H15.2.3	広島県	福山市	福山市(27)、内海町(10)、新市町(15)	パターン1-4 在任特例	27+10+15=52	H15.4.30
H15.3.1	広島県	廿日市市	廿日市市(12)、佐伯町(16)、吉和村(10)	パターン1-4 在任特例	12+16+10=38	H17.7.19
H15.4.1	広島県	呉市	呉市(14)、下蒲刈町(10)	パターン1-4 在任特例	14+4=18	H17.7.31
	愛媛県	新居浜市	新居浜市(25)、別子山村(9)	パターン1-4 在任特例	25+2=27	H17.7.19
H15.6.6	千葉県	野田市	野田市(20)、関宿町(10)	パターン1-4 在任特例	20+10=30	H17.7.19
H15.7.7	新潟県	新発田市	新発田市(22)、豊浦町(11)	パターン1-4 在任特例	22+11=33	H17.7.19
H15.8.20	愛知県	田原市	田原町(16)、赤羽根町(14)	パターン1-4 在任特例	16+7=23	H17.7.27